

（「創業・再挑戦計画書」および「事業計画書」）

開業資金・地域支援ネットワーク型をご利用されるお客様へ

大阪信用保証協会

本保証は、大阪府内における適正かつ健全な事業を営もうとする創業者に対して必要な事業資金を供給し、その事業の発展に資するものです。

1. 利用資格および保証内容

	開業資金	地域支援ネットワーク型
利用資格	<p>①事業を営んでいない個人で、1カ月以内に個人で事業を開始しようとする方。（注1）なお、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額が必要です。</p> <p>②事業を営んでいない個人で、2カ月以内に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方。なお、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額が必要です。</p> <p>③事業を営んでいない個人で、事業を開始して5年未満の方。なお、事業開始後2カ月未満の方が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額が必要です。</p> <p>④事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して5年未満の会社。なお、事業開始後2カ月未満の会社が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額が必要です。</p> <p>⑤中小企業の会社が自らの事業を継続しつつ、2カ月以内に新たに中小企業の会社を設立して事業を開始しようとする会社。</p> <p>⑥会社が自らの事業を継続しつつ、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して5年未満の会社。[分社化された後5年未満の会社。]</p> <p>⑦事業を営んでいない個人が、事業開始に必要な資金の1/5以上の自己資金額を有し（2カ月以上の業歴を有する方は除く）、法人成り（個人で事業を開始したのち、新たに会社を設立して事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に継承させたものをいう、以下同じ）した会社であって、個人で事業を開始してから5年未満の会社。</p>	<p>主たる事業所が地域支援ネットワーク型の取扱地域内にあり、地域支援ネットワーク型の取扱金融機関支店での利用を希望する方。また、融資後3年間、金融機関、商工会・商工会議所および大阪産業局のフォローアップを受けるなどの支援対象となり、次のいずれかに該当する方。</p> <p>①事業を営んでいない個人で、1カ月以内（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けた旨の市町村長発行の証明書を有する方が、地域支援ネットワーク型取扱金融機関を通じて地域支援ネットワーク型の融資申込みを行う場合にあっては、6カ月以内）に個人で事業を開始しようとする方。なお、事業開始に必要な資金の原則1/10以上の自己資金額が必要です。</p> <p>②事業を営んでいない個人で、2カ月以内（産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けた旨の市町村長発行の証明書を有する方が、地域支援ネットワーク型取扱金融機関を通じて地域支援ネットワーク型の融資申込みを行う場合にあっては、6カ月以内）に中小企業の会社を新たに設立して事業を開始しようとする方。なお、事業開始に必要な資金の原則1/10以上の自己資金額が必要です。</p> <p>③事業を営んでいない個人で、事業を開始して1年未満の方。なお、事業開始後2カ月未満の方が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の原則1/10以上の自己資金額が必要です。</p> <p>④事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年未満の会社。なお、事業開始後2カ月未満の会社が申込みをする場合は、事業開始に必要な資金の原則1/10以上の自己資金額が必要です。</p> <p>⑤事業を営んでいない個人で、事業を開始して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の方、または開業後1年以内（開業時を含む）に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の方。</p> <p>⑥事業を営んでいない個人が、新たに設立した中小企業の会社で、会社を設立して1年以上5年未満であって、申込時点で地域支援ネットワーク型利用中の会社、または会社設立後1年以内（開業時を含む）に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社。</p> <p>⑦事業を営んでいない個人が、事業開始に必要な資金の原則1/10以上の自己資金額を有し（2カ月以上の業歴を有する方は除く）、個人で事業を開始したのち、法人成りした会社であって、個人で事業を開始して1年未満の会社。</p> <p>⑧事業を営んでいない個人が、個人で事業を開始したのち法人成りした会社で、事業を開始して1年以上5年未満であって、法人成り以前も含めて、申込時点で地域支援ネットワーク型を利用中の会社、または開業後1年以内（個人で開業時を含む）に日本政策金融公庫の貸付を受け利用中の会社。</p>
限度額	3,500万円	3,500万円
	合計3,500万円以内（注2）	
自己資金要件	これから事業を開始される方（原則として事業開始後2カ月未満の方を含む。）は事業開始に要する資金の1/5以上の自己資金額が必要です。	これから事業を開始される方（原則として事業開始後2カ月未満の方を含む。）は事業開始に要する資金の原則1/10以上の自己資金額が必要です。
連帯保証人	原則、会社代表者以外不要	
保証期間	7年以内（運転資金・設備資金）	
返済方法	毎月元金均等分割返済（据置期間12カ月以内）	

信用保証料	年1.0%	年0.5%
融資利率	大阪府所定（固定）	
事業開始報告書	事業開始前および事業開始後2カ月未満の方のみ融資実行後3カ月以内に提出	

(注1)「事業を開始」とは、事業に必要な許認可等を受け事業を開始することです。

(注2) 開業資金及び地域支援ネットワーク型の限度額は合算されます。また、開業資金、地域支援ネットワーク型及び小規模企業サポート資金の合計限度額は3,500万円です。他の保証制度をご利用の場合、利用可能な金額については信用保証協会にご確認ください。

2. 次の事由に該当する方は、保証のお取扱いができません。

(1) 創業者適格性等

- ① 創業・再挑戦計画書等の信用保証協会に対する提出書類等に虚偽の内容を含む場合
- ② 開始しようとする事業が信用保証協会の対象業種でない場合もしくは信用保証協会が支援するのにふさわしくない業態の場合

(2) 事業継続性

- ① 開始しようとする事業を行う上で必要な許認可、資格等を取得しておらず、将来取得する見込みもない場合
- ② 開始しようとする事業に関する人材、知識・経験、技術、ノウハウ等事業継続に必要な経営資源を有しない場合

※上記以外については、開業サポート資金のご案内、8ページ「◆制度をご利用いただけない主な例」をご確認ください。

3. 「創業・再挑戦計画書」および「事業計画書」について

1) これから事業を開始される方および事業を開始してから2カ月未満の方は、別に定める「創業・再挑戦計画書」を作成のうえ提出してください。

事業を開始してから2カ月以上の方は、別に定める「事業計画書」を作成のうえ提出ください。

「創業・再挑戦計画書」および「事業計画書」の作成にあたり、次の点にご留意ください。

(1) 「創業・再挑戦計画書」および「事業計画書」については、その計画内容を正確に判断させていただくため、ありのままの状況を具体的に申込人ご本人でご記入ください。

(2) 事業開始準備の着手状況を客観的に確認できる書類を添付してください。

特に、次の書類については、原則として保証決定までに提出をお願いします。

- ① 個人の税務署への開業届の写し（税務署の受付印のあるもの）
- ② 許認可書の写し（事業経営上の許認可を要する事業の場合）

2) 「創業・再挑戦計画書」における「10.自己資金算定額」の記入について

（これから分社化しようとする親会社が申込される場合は、本欄の記入は不要です。）

自己資金額は、事業を開始しようとする方が当該事業に充てるために用意した自己資金等から借入金等の負債を控除したものであり、各保証の自己資金要件については、前記「1. 利用資格および保証内容」の「自己資金要件」を参照してください。

ご記入いただいたものについて客観的に確認できる次の書類等を「創業・再挑戦計画書」にご添付ください。（自己資金額は信用保証協会でご再査定します。）

【自己資金等】

- ・普通預金にあっては、預金通帳（照合表）等預金残高推移がわかるもの
- ・定期預金等にあっては、預入日、満期日が表示された証書および預金残高推移がわかるもの
- ・有価証券にあっては、取引通知書、計算書、投資報告書等所有権の帰属が確認できるもの
- ・既に購入した事業用設備にあっては、納品書、請求書、領収書等代金を支払って購入したことが確認できるもの（事業用に取得したものであっても、不動産は自己資金に含めないでください。）
- ・入店保証金、敷金等にあっては、賃貸借契約書、預り証等の差入金額の確認できるもの
- ・資本金または出資金にあっては、申込人の出資金額が確認できるもの
- ・その他客観的に評価が可能な資産（代金支払済みのもの。ただし、不動産は除いてください。）

【借入金等】

- ・当初借入金額、借入の始期および終期、借入金残高ならびに毎月の返済金額（元金、利息）がわかるもの

(注1) 自己資金は、事業開始前(※)から資産形成されていたことが、客観的書類等により確認できるものに限ります(客観的証明書等を添付できないものは、自己資金から除いてください)。事業用設備・入店保証金等の代金支払済み、資本金等払込済みの場合なども、同様に支払資金等の形成過程が確認できる客観的書類等が必要です。

※これから事業を開始される方は保証申込日の原則6カ月以前。

すでに事業を開始されている方は事業を開始した日の原則6カ月以前。

(注2) 事業用資産(事業に充てるための資金等)のみを対象とし、非事業用資産は自己資金に含めません。従って、運用中の株式などのうち、創業時の事業資金に充てる予定のないものは対象としません。(有価証券は客観的に評価可能なもので、原則として時価の80%までを対象とします。)

(注3) 個人が会社を設立する場合の資本金または出資金は、当該個人が出資または拠出した金額に限ります。

(注4) 借入金は、借入残存期間が2年以上ある住宅ローン、設備資金等の長期借入金(長期分割手形を含む。)の年間返済予定額(元利金合計)の2年分を計上し、その他の負債は非事業性のあるものを含め全額を計上してください。

(注5) 地域支援ネットワーク型をご利用いただく場合、本計画書に記載した住宅ローンの年間返済予定額(元利金合計)の2年分は、自己資金額の状態により控除の対象外となる場合がありますので、申込金融機関に相談してください。

4. 保証付融資実行後の報告書提出について

(1) 金融機関経由方式でお申込の場合、これから事業を開始される方および事業を開始後2カ月未満の方は、保証付融資を受けられてから3カ月以内に、融資金融機関を通じて信用保証協会所定の「事業開始報告書(金融機関経由方式用)」を提出してください。

(2) あっせん方式でお申込の場合、これから事業を開始される方および事業を開始後2カ月未満の方は、保証付融資を受けられてから3カ月以内に、信用保証協会に協会所定の「事業開始報告書(あっせん方式用)」を提出してください。

5. その他のお願い

(1) 会社設立準備中の創業者の方へ

会社設立登記完了後に、会社として保証付融資を受けられることをお勧めします。(個人で保証申込された方で保証決定までに会社設立された場合には、会社の申込に切り替えてください。)

会社設立までに資金が必要な場合には、代表者個人のみで融資を受けることも可能ですが、融資実行後、設立された会社が当該個人の保証付融資を免責的に債務引受を行うとともに、代表者個人が連帯保証人になっていただく条件変更申込の手続きが必要となります。

(2) 保証付融資実行後、協会または金融機関より随時、事業開始状況等の事後調査を行う場合があります。

6. 本保証は申込人ご本人の創業意欲、経営資質等を判断させていただくため、信用保証協会の保証審査(現地訪問、面談等)においては、申込人以外の第三者の立会いはご遠慮ください。

また、保証審査の内容、進捗等についての第三者からのご照会もご遠慮ください。

保証申込にあたっては、信用保証料以外に用紙代、あっせん料、謝礼金等一切不要です。保証が受けやすくなるという会費等を要求する保証申込代行業者などにご注意ください。
なお、提出された申込書、添付書類等はお返しできませんのでご了承ください。

4. 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法	〔 自己・新築取得・賃貸 〕	取得に要する資金	契約年月日	取得（完成）年月日
事業用不動産	土地	m ²			千円		
	建物	m ²			千円		
	計	B (取得に要する資金)					
区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額	発注先	設置（完成）年月日
機械器具・什器備品等					千円		
	計	C (金額)					

5. 今回の資金計画による必要資金合計

A + B + C = _____ 千円 (**D**)

6. 資金調達計画

	預 金			預 金 以 外	
	預け先（金融機関本支店名等）	預金種別	金 額	種 類	金 額
自己資金			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他（具体的に） （ ）	
			千円		
	自 己 資 金 合 計			千円	
借入金等（※）	借入先	年 利	借入額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
	借 入 金 等 合 計			千円	調達資金 合計

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

7. 収支計画（今後1年間分）

支 出		収 入	
仕入高	千円	売上高	
外注工費		工賃収入	
人件費		雑収入	
その他費用			
利 益			
計		計	

8. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

9. 借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
（経営者本人が負担している保証債務も含まれます）。

10. 自己資金算定額

自己資金等	種 類	明 細			金 額
	普 通 預 金				千円
	定 期 性 預 金				
	有 価 証 券 等				
	入 居 保 証 金 等				
	設 備 充 当 等				
		合 計			①
借入金等	借入先	資金使途	残 存 返済期間	年 間 返済額	年間返済額の2年分 (2年以内のものは全額)
			ヶ月	千円	千円
		合 計			②
自己資金額 (① - ②) =					③

11. その他 (計画に関する補足説明がありましたらご記入してください)

顧客 番号				—						
----------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--

事業計画書

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
西暦

大阪信用保証協会 行

(どちらかに○印をつけてください)

創業関連保証の申込みにあたり、以下の
通り事業計画を提出します。

[申込人]

住所

会社名

氏名または
代表者名

1. 事業概要

商号 (個人) 会社名 (会社)			開業届出 (個人) 設立登記 (法人)	有 ・ 無
開業住所	電話 ()			
開業動機・目的				
主な販売先・仕入先	販売先		仕入先	
	開業に必要な知識、 技術、ノウハウの習得			
[会社の場合] 出資者・出資額				
事業協力者の住所・ 氏名・勤務先				

2. 今回の資金の必要性

1) 今回の資金は (①②いずれかに○) (① 創業時より計画していた。② 創業時には計画していなかった。)

必要理由
.....
.....

2) 必要資金量

運転資金 (A)千円 + 設備資金 (B)千円 = 今回申込額千円

運転資金

名称	金額
商品・材料等の仕入資金	千円
人件費等	千円
その他の資金	千円
計	A 千円

設備資金

設備内容	取得に要する金額	自己資金	本件以外の借入	今回の借入額
	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円
	千円	千円	千円	千円
計	千円	千円	千円	B 千円

3. 設備状況（既に取得している設備の現況をご記入ください。）

	土地・建物	面積 m ²	取得方法 （自己・新築 取得・賃貸）	取得に要した資金	資金調達方法	取得年月日
事業用不動産	土地			千円	自己資金 千円 借入金 千円	・ ・
	建物			千円	自己資金 千円 借入金 千円	・ ・
	計			千円		

	設備の名称・型式	設置場所	数量	単価	金額	資金調達方法	設置年月日
機械器具・什器備品等					千円	自己資金 千円 借入金 千円	・ ・
	計				千円		

4. 借入金状況

借入先等	資金使途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

5. 業況等（最近6か月分をご記入ください）

仕入れ	月 千円	月 千円	月 千円	月 千円	月 千円	月 千円
経費	月 千円	月 千円	月 千円	月 千円	月 千円	月 千円

6. 創業時と申込時点での現預金と借入金の比較

	創業時（ 年 月 日）		申込時点（ 年 月 日）	
現預金	合計	千円	合計	千円
借入金	合計	千円	合計	千円

7. 収支計画（今後1年分） < 年 月 ~ 年 月 >

支 出			収 入		
科 目	金 額（千円）		科 目	金 額（千円）	
仕 入 高			売 上 高		
外 注 工 費			そ の 他 収 入		
人 件 費			雑 収 入		
営 業 費					
そ の 他 費 用					
利 益					
計			計		